

生かそう憲法  
くらしと政治に

# あおぞら

2021年10月1日

Vol.54

発行

あおぞら法律事務所

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号  
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



「コロナが置いていったテーブル」 photo 前田 豊

コロナ対策で「三密」を避けるため幅広の応接テーブルの天板を自作しました。

元の天板は75cm×150cmメラミン樹脂張り。その上に120cm×150cmの自作天板を置きます。合板で裏打ちした厚さ3cmの集成材にウレタンニスを6~7回塗ります。手前はハケ、奥はローラーで塗装したので、手前は一枚板風、奥は集成材風になりました。ウレタンニスの柔らかな手触りが心を癒してくれるようです。広い天板は「三密」を避けながら、文書や図面を広げる作業をするにも好都合です。コロナが去っても、もう元には戻らないでしょう。コロナが置いていったテーブルが令和初頭のコロナ禍の思い出になるのはいつのことでしょう。

## あおぞら法律事務所

弁護士 前田	豊
弁護士 小宮	和彦
弁護士 中村	伸子
弁護士 井上	敦史
弁護士 武	寛兼

# 20年目の真実

弁護士 前田 豊

1 私は、2021年3月発行の「福岡県弁護士会会報」第30号(福岡県弁護士会)に、「行政改革会議の歩みと司法改革」と題する小論を書きました。

それは、司法改革が内閣や国会を巻き込んだ問題に発展したのは、1997年12月の「行政改革会議」最終報告によるものであるというものです。

2 私は、30年間、ずっと司法改革に関わってきました。

司法改革は、当番弁護士や公設事務所などを除き、日弁連の運動から外部に広がりませんでした。ところが、1999年、突然、内閣に司法制度改革審議会ができて大変な運動に発展しました。私たちはその理由がわからず、経済同友会だ規制改革小委員会だ自民党だと理由探しをしましたが決定打がなく、比喩的に「司法改革のたき火をしていたら、山火事になった」といわれたものでした。

ところが20年たった今、山火事になったのは「行政改革会議」最終報告がきっかけだったと知り、ああそうだったのか

と、納得したのでした。

3 私がなぜそれを知ったかといえば、上記の福岡県弁護士会会報のための資料を読むうち、ポロツと出てきたのが、佐藤幸治氏(憲法学、司法制度改革審議会会長、「行政改革会議」委員及び主査)が2004年日本記者クラブで話した講演の反訳書でした。

そのなかで、佐藤幸治氏は、次のように言っていました。

「司法制度改革は『行政改革会議』最終報告から始まった。行政改革で内閣機能の強化をすすむときの留意点として、内閣を強化すれば権力分立のために国会改革と司法改革をしなければならぬと書いてある。私は司法試験の合格者3000人が必要だと思っていたが初めからそれを言うとはかたがただったので黙っていた。陪審も重要と思っていたら裁判員裁判ができた」

私は、司法改革のポイントを突いた講演に対して、初めは「なんだこれは」と思いましたが、ネットで「行政改革会議」の会議録を読むうち、佐藤幸治講演

は本当だと思うようになりまし

た。興味のある方は、ネットで「佐藤幸治日本記者クラブ」で検索すると、講演録を入手できます。また「行政改革会議」で検索すると、会議録を入手できます。できたら読んでみてください。

4 「行政改革会議」は、1990年代、バブルがはじけて銀行や住専が破綻し、国債が400兆、500兆に達し、このままでは日本は沈没するという危機感から、橋本第二次内閣が、1996年、行政改革をするために立ち上げました。

「行政改革会議」は、会長が橋本総理で、委員には行政改革委員会、地方分権推進委員会、経済審議会の委員長や会長、連合、読売新聞社、NHKの顧問や社長、学者は佐藤幸治、藤田宙靖、猪口邦子。橋本会長は毎回の会議に出席し、常に議論をリードしていた(古川貞二郎・文藝春秋2021年5月号)という、とんでもない組織でした。

そのなかで、佐藤幸治氏は、司馬遼太郎の「この国のかたち」論を引っかけ、明治から平成に至るわが国の栄光と挫折の歴史をふかんとともに、憲法学者の立場から、日本国憲法のもとでも内閣機能を強化することができると力説しました。「この国のかたち」論は、「格

調高い」と委員たちの心をとらえ、佐藤幸治氏は、小委員会の主査となり、最終報告の総論部分を起草しました。

その総論部分の中心が内閣機能の強化でした。同時に、留意点として、内閣機能を強化するときは、日本国憲法の権力分立ないし抑制・均衡のシステムに対する適正な配慮を伴わなければならないと提言しました。そして、国会のチェック機能の一層の充実が求められ、司法においては、「法の支配」の拡充発展をはかるための積極的措置を講ずる必要があると提言しました。

さらに、「法の支配」こそ、わが国が規制緩和を推進し、行政の不透明な事前規制を廃して事後監視・救済型社会への転換をはかる上でも欠かすことのできない基盤をなすと提言しました。

この点を、私は、「法の支配」について、二つ提言し、一つは権力分立のための「法の支配」、もう一つは規制緩和のための「法の支配」の二種を盛り込んだものと理解しました。さらに、政府は司法の人的及び制度的基盤の整備に向けての本格的検討を早急に開始する必要があると提言しました。

5 すぐに「行政改革会議」最終報告をパッケージで推進するための行政改革プログラム法

ができ、実行に移されました。1999年に司法制度改革審議会ができ、2001年に意見書を発表し、総理を本部長とする司法制度改革推進本部ができ、司法制度改革をしました。

しかし、司法制度改革審議会では、上記の権力分立のための「法の支配」については、本格的な検討をしませんでした。私は、そこが「平成の司法改革」で不十分だった点と思います。

6 この10年、集団的自衛権の閣議決定、検察官人事の横車押し、日本学術会議会員の任用拒否、最高裁判官選任の横車押し、内閣人事局の設置で官僚が総理に付度する仕組みができ、森友、加計問題が起り、総理が桜を見る会で100回を超える国会軽視の答弁をするなど、たくさん問題が起っています。待鳥聡史「政治改革再考」(新潮新書)は、それらの政治改革を「実質的意味の憲法改正」(48頁)と述べています。

裁判所は、権力分立の観点からチェック機能を発揮するどころか、安保法制化違憲訴訟や臨時国会不招集違憲訴訟において、憲法判断に踏み込まず、結果的に、内閣機能の強化による内閣の独走を許しています。

いま、司法改革の原点から議論する必要があると思うので

# 最高裁で逆転勝訴！

## 「B型肝炎訴訟」での除斥期間をめぐる闘い

弁護士 小宮 和彦

本年4月26日、最高裁でB型肝炎訴訟の原告2人が逆転勝訴の判決を勝ち取りました。予防接種における注射器の回し打ちによってB型肝炎ウイルスに感染させられた原告2人が国に対して損害賠償を求めていた訴訟です。福岡高裁判決は、除斥期間が経過しているとする国の主張を認めて原告らの請求を棄却していました。しかし、最高裁判



決は福岡高裁判決を破棄し、除斥期間は経過していないとして原告らの請求を認めました。同じような被害者は全国に多数いるため影響は大きく、新聞各紙の一面で大きく報道されました。

除斥期間とは？

「除斥期間」とは、20年が経過したら理由のいかんを問わず請求権は消滅するというものです。すみやかに権利関係を確定させるためとされ、提訴が遅れたことについて被害者に同情すべき事情がある場合でも、一切の例外が認められないとされています。被害者にとっては大変に酷なものです。

原告2人は、最初に肝炎を発症した時から20年以上が経過していました。しかし、最初の肝炎は一旦治まり、その後さらに肝炎が再発して、再発からは20年経過していません

した。国は、最初の肝炎と再発の肝炎は一体のものだから、最初の肝炎の発症時にすべての肝炎の除斥期間が開始するとして、除斥期間が経過しているとして主張しました。これに対し原告2人は、最初の肝炎と再発の肝炎は異なり、再発の肝炎については再発時から除斥期間が開始するから、除斥期間は経過していないと主張しました。

分かれた裁判所の判断

1審の福岡地裁判決は、原告らの主張を認め、原告らを救済しました。ところが、福岡高裁判決は、反対に国の主張を認め、原告らの救済を拒否しました。国の主張どおり、形式的に肝炎は一体だとすると最初の発症時に除斥期間が開始すると判断したので、再発の損害を実際に請求できないようになるのは再発時なのだから、除斥期間も再発時から開始すべきであるとして、原告らを救済しました。請求もできない時から被害者に不利となる除斥期間を開始すべきではないとしたのです。

このように裁判所の判断が分かれたのは、法解釈よりも前に、非の無い被害者をどうにか救済したいという思いが裁判官の心に生じたかどうかにあるように思います。原告2人は、B型肝炎に罹患したことについて何の落ち度もありません。また、提訴が遅れたことについても責められるべき点はありません。B型肝炎訴訟の報道等に接して予防接種が原因かもしれないと思ったり、検査を受けたり資料を集めたりした結果、初めて予防接種による感染だと分かって提訴したのです。

提訴が遅れた根本的な原因は、国が長年にわたり責任を争い続け、救済措置を遅らせただけにほかならないのです。にもかかわらず、加害者である国が被害者である原告らに対して、除斥期間という形式論を振りかざして、提訴が遅すぎたから救済を拒否すると言っているのです。このような不正義が許されていいはずはありません。今回の最高裁判決は、このような不正義を許さず、非の無い被害者を救済しました。心ある最高裁判決として高く評価できると思います。

除斥差別をなくすために

B型肝炎訴訟においては、原告2人のような肝炎の再発事案だけでなく、さまざまな事案において除斥期間の適用が問題になっています。B型

肝炎被害者を救済するための特別措置法では、除斥期間が経過している場合には給付金がきわめて低額しか支給されず、原告2人のように、国が形式的に除斥期間を適用して低額の給付金しか支給しない例が多数あるからです。

今回の最高裁判決においては、裁判長の補足意見として、B型肝炎訴訟における除斥問題について、全体的な解決のために関係者が協議をすることを期待するという異例の意見が付されています。国は、補足意見の趣旨を尊重し、除斥差別なく被害者が広く公平に救済されるようにすべきです。

B型肝炎訴訟原告団弁護士は、今回の最高裁判決を踏まえ、さらに除斥差別のない救済を実現するための活動に取り組みます。引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

以上

よろしくお祈りします

齋藤 優紀香

5月からお世話になっております、齋藤です。

分からないことが多く勉強の日々ですが、先生方や皆様のお役に立てるよう頑張りますので宜しくお願い致します。





# コロナの中でも元気に…



弁護士 小宮 和彦

コロナ感染拡大の中での運動不足解消にと朝の体操を始めた。庭に出て太陽光(コロナ光?)を全身に浴びながら子どもと一緒に覚えたラジオ体操を適当にやるだけ。何となくカラダもココロもリラックスして元気になれた気になります!



## 事件の解明と 革細工

コロナで3か月の半休業時間があったからできました。  
写真の鍵ケースと万年筆・眼鏡ケースは、その合間に端革で私が自作したものです。

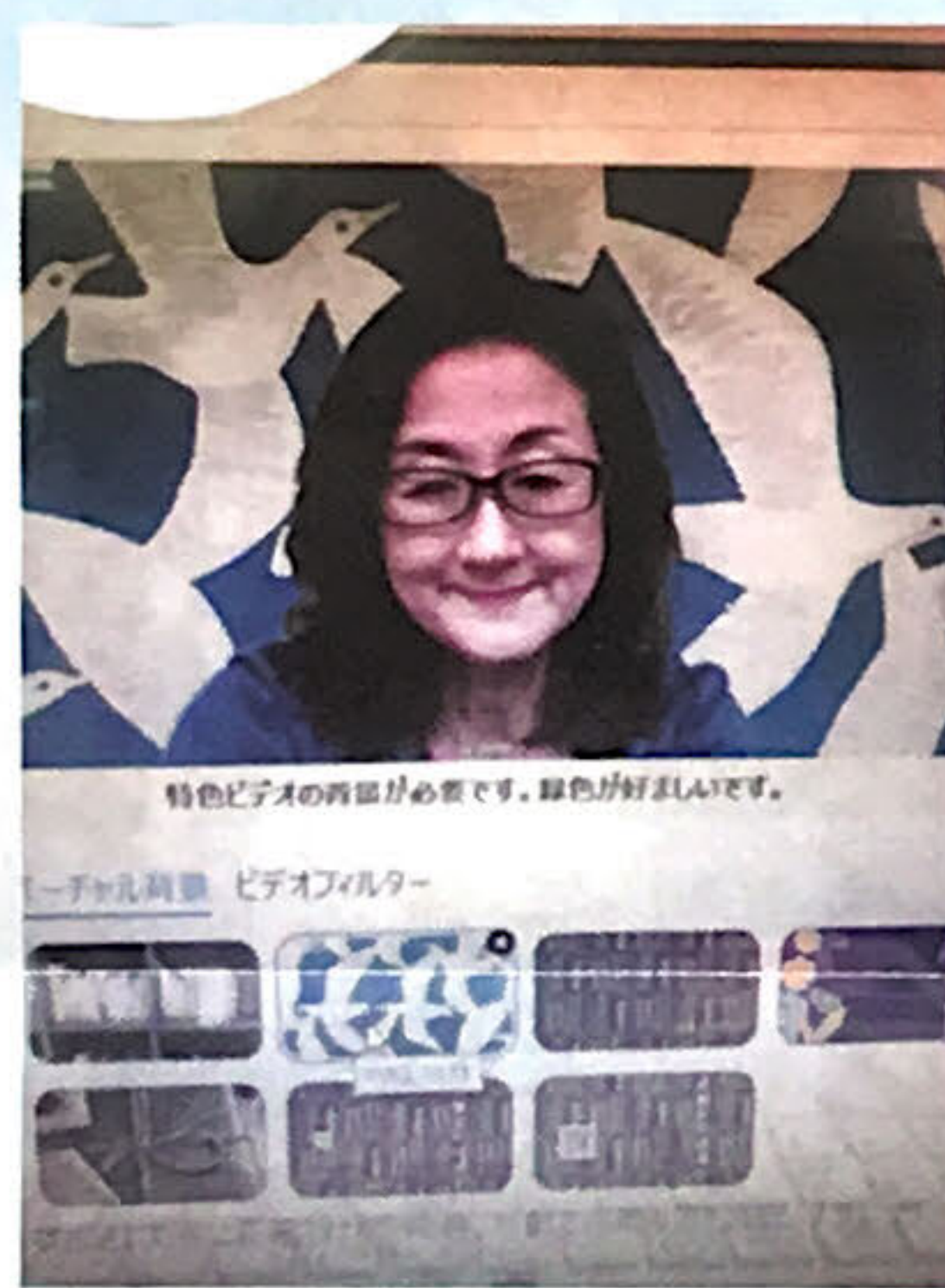
弁護士 前田 豊

日田市天瀬町にある温泉付き別荘地。業者が森林法違反の開発を繰り返して、東京ドームの4倍の山林を小分けして660人に売りつけてきました。その違法開発を解明するため、法務局から241通の閉鎖登記簿や地積測量図を取り寄せ、違法開発の手口を暴きました。



コロナですと開催されていなくかつたーいらないないばあー!わんわんワンダーランドの大会分公演に行けて、子どもが喜んでくれたのが何よりよかったです!!

弁護士 井上 敦史



Zoom会議が増えました。バーチャル背景をいくつかわずつてメンバーや会議内容に合わせて変えてみたり、ライティングや高さを考えたりしています。

弁護士 中村 伸子



キャンプ始めました。とりあえず行つてみて、不足するものを買い足していく方式で少しずつ増えています。一番のお気に入りには、ヘリノックスのビーチチェアです。

弁護士 武 寛兼

コロナでどこにも行けませんが、今年の1月に仲間入りしたトイプードルを含む愛犬3匹と家族みんなで、家の近所をゆっくり時間をかけて散歩を楽しんでいます。

森 礼子

家具の色を塗り替えました。白色で買いそろえてしまったので家にいる時間が長かった自粛期間、殺風景で眩しくとても過しにくく感じていました。ピスタチオグリーンに塗り替えたテレビ台はお部屋の差し色になって気に入っています。

齋藤 優紀香



遠方に住む子供達や孫に中々会えず、初めて犬を飼いはじめました(トイプードル♀:橋本ぷりん、通称ぷんちゃん)。尻尾を振って甘えてくるしぐさが可愛くて癒されまくっています。スマホの写真はぷんちゃんだらけです。

橋本 絵美

舞台やライブの配信が珍しくなくなりました。映像とはいえ、地方公演がない作品を観られるなんて夢のようです。コロナは早く収束して欲しいけど、配信はずっと続けて欲しいなあと思っています。

佐藤 亨恵